

訪問看護ステーション元気が一番 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社元気が一番が開設する訪問看護ステーション元気が一番（以下「元気が一番」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定(介護予防)訪問看護の提供に当たって、元気が一番の看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2. 指定(介護予防)訪問看護の提供に当たって、元気が一番の看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
3. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 訪問看護ステーション元気が一番
2. 所在地 福山市西深津町四丁目2番45 カーサグレース303号室

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	備考
管理者	経験のある看護師	—	1名	—	—	看護職員と兼務
看護職員	看護師	1名	1名	1名	—	常勤兼務の者は管理者と兼務
	准看護師	—	—	—	—	
理学療法士		—	—	—	—	
作業療法士		—	—	—	—	
言語聴覚士		—	—	—	—	
事務職員		—	—	—	—	

(1)管理者

管理者は、元気が一番の従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2)看護職員等

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 原則として月曜日から金曜日までとする。但し、12月30日から1月3日までを除く。
2. 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
3. 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 (介護予防)訪問看護の内容は、主治医(かかりつけの医師)の指示書に基づき、次のサービスを提供する。

1. 療養上の世話、食事(栄養の管理)・排泄の管理・援助、清潔の管理・援助(清拭など)、ターミナルケア
2. 診療の補助、褥創の処置、カテーテル管理・点滴注射などの医療処置
3. リハビリテーション
4. 家族支援 家族への療養上の指導、相談

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

1. 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - a. 実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満 0円
 - b. 実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上 500円
2. 死後の処置料は、当ステーション利用者は6000円(税抜)当ステーション利用者以外は12,000円(税抜)とする。
3. 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、原則として福山市内とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、(介護予防)訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1. 指定(介護予防)訪問看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するために、必要な措置を講じる。
2. 利用者の尊厳の保持、人格の尊重が達成されるよう、虐待等の未然の防止、虐待等の早期発見、迅速かつ適切な対応を行う
3. 指定(介護予防)訪問看護事業者における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を看護師等に報告する。

4. 指定(介護予防)訪問看護事業者は、看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
5. 指定(介護予防)訪問看護事業者は、適切に実施するために担当者を置く

(感染症や災害が発生した際の対応)

第11条 指定(介護予防)訪問看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、訪問看護事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2. 指定(介護予防)訪問看護事業者は、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施する。
3. 指定(介護予防)訪問看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(職場におけるハラスメントについて)

第12条 指定(介護予防)訪問看護事業者は、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、看護師等の就業環境が害されることを防止するために方針の明確化等の必要な措置を講じる。

2. ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、看護師に周知・啓発を行う。
3. 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備を行う

(その他運営についての留意事項)

第13条 元気が一番は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- A. 採用時研修 採用後1カ月以内
- B. 継続研修 年6回
- C. その他の研修 協議会、看護協会等の開催の研修

2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は 株式会社元気が一番、訪問看護ステーション元気が一番の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第14条 事業所の運営規程の概要などの重要事項について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結することを踏まえ、重要事項などの情報については、公式ホームページ上に掲載し、公表することとする。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。